



三次市農業振興プラン

持続可能な地域農業の確立
～夢が持てる農業の実現～



平成28年7月
広島県三次市

目 次

1 三次市農業振興プランの策定について	
1 農業振興プラン策定の趣旨	1
2 プランの位置づけ	1
3 プランの期間及び検証	1
2 農業の現状と課題	
1 三次市の農業の現状と課題	2
3 農業振興の基本方針と施策体系	
1 農業振興の基本方針	5
2 めざす将来像	6
3 農業振興の施策体系	7
4 基本施策	
三次の農業をリードする農家の育成・確保	8
1 新規就農者の育成・確保	8
2 集落法人・認定農業者等の担い手の育成・強化	10
農業・農村を支える多様な担い手の育成	12
1 地域農業を支える多様な担い手の育成	12
2 体験・交流を通じた農業サポーター等の育成	12
競争力のある産地の育成	14
1 振興作物野菜3億円産地の実現	14
2 果樹・花き10億円産地の実現	16
3 「みよし和牛」の産地化・ブランド化の推進	18
地域の特性を生かした農畜産物の生産振興	20
1 酪農の経営基盤の強化	20
2 安全・安心な農畜産物の生産促進	20
3 特色ある米づくりの推進	21
4 麦, 大豆, 山の芋, カーターピーナッツの生産振興	21
三次産農畜産物の魅力アップによる販路拡大	22
1 直売施設等を活用した新たな販路の拡大	22
2 6次産業化等の推進による新たな価値の創出	24
3 消費者との「交流」による販売力の強化	25
農業・農村環境の保全と地域資源の活用促進	26
1 有害鳥獣被害防止対策の強化	26
2 地域ぐるみによる農地の保全と利用促進	28
5 将来構想	
1 (仮称)みよしアグリパーク構想	30
～備北南部農道を中心に観光と一体化した農業の展開～	

1 三次市農業振興プランの策定について

1 農業振興プラン策定の趣旨

人口減少・少子高齢社会を迎える中、本市の農家数、農業従事者数は減少の一途をたどっています。農業従事者の高齢化、担い手不足等に加え、多様な消費者ニーズへの対応や産地間競争の激化等、農業を取り巻く環境は厳しく、現状のままでは、本市の農業、農村社会の維持に大きな影響を及ぼす状況にあります。

また、平成27年10月に環太平洋パートナーシップ（TPP）協定が大筋合意となり、その発効による国産農畜産物等への影響が大きく懸念されます。

一方、平成27年3月に中国横断自動車道「中国やまなみ街道」が全線開通し、中国縦貫自動車道と交わるクロスポイントとして、交流人口の増加、地域経済の活性化など大きな効果をもたらしています。こうした優位性を生かして、オール三次製品の魅力を発揮し、生産力、販売力を強化することにより力強い農業を展開していくことが期待されています。

こうした現状を見据え、農業所得の向上を図り、本市の基幹産業である農業を持続可能なものとするため、「担い手の育成・強化」「農畜産物の生産力強化」「販売力の強化」「農地等の保全」を取組の柱として三次市農業振興プランを策定しました。

目標達成に向けて、生産者をはじめ、JA、県等の関係団体・機関と連携し一体となって持続可能な地域農業の確立に向け計画的に取り組んでいきます。

2 プランの位置づけ

本プランは、平成26年3月に策定された「第2次三次市総合計画」を上位計画とし、その農業分野の部門計画として位置づけます。

「第2次三次市総合計画」では、「農業にふれたくなるまち」として「新たな農業の担い手の確保・育成」や「農業交流連携拠点施設を核とした生産力・販売力強化の支援」、「『農業+他の仕事』で暮らせるスタイルの支援」等を施策の基本としています。

また、平成27年10月に策定された「三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、「農業を多様な形で守り、育み、地域とともに持続させる」ことを重点施策としています。

本プランでは、こうした基本指針を踏まえ、また、「JA三次第7次地域営農振興計画」、「JA庄原中期計画・営農振興計画」、「2020広島県農林水産業チャレンジプラン」等の関連計画との整合性に留意し取りまとめました。

3 プランの期間及び検証

本プランの期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年とします。

なお、国の農業施策やTPPの動向など、農業情勢の変化に対応しながらPDCAサイクルによる検証や必要な見直しを行っていきます。

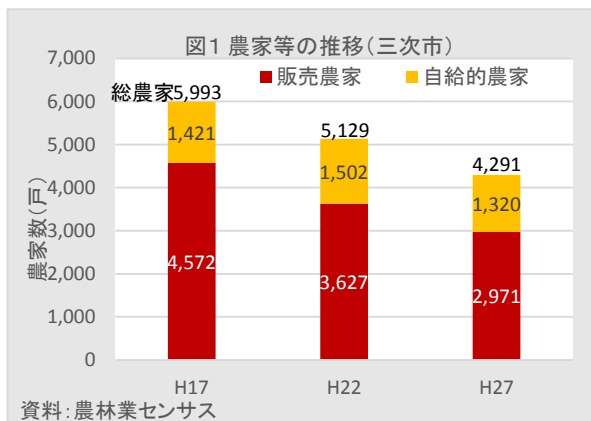
2 農業の現状と課題

1 三次市の農業の現状と課題

(1) 農家及び農業就業人口の減少

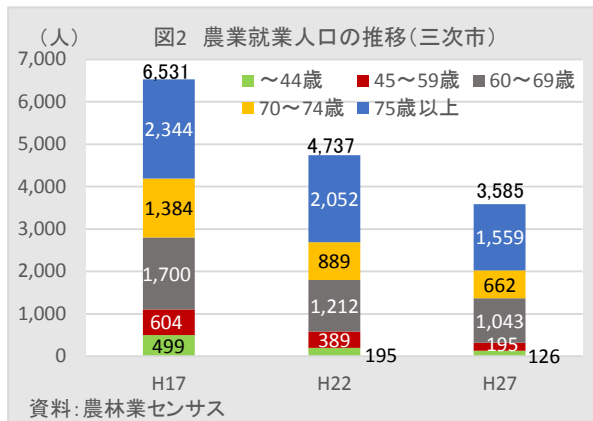
本市の総農家数は、この10年間で5,993戸から4,291戸へと1,702戸減少しています。このうち販売農家は、10年間で4,572戸から2,971戸へと1,601戸減少しています。(図1)

今後、高齢化がさらに進むことで、販売農家とともに自給的農家も減少することが予想されます。



注) 販売農家とは、経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家

注) 自給的農家とは、経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家



注) 農業就業人口とは、自営農業に従事した世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

(2) 農業就業人口の高齢化、農業労働力、担い手の構造変化

世帯の自営農業に主として従事している農業就業人口は、この10年間で6,531人から3,585人へと2,946人減少しています。(図2)また、農業就業人口の平均年齢は、平成22年から70歳台となり、高齢化が進んでいます。この傾向が続けば、農業の担い手不足が深刻な状況になることが懸念されます。(図3)

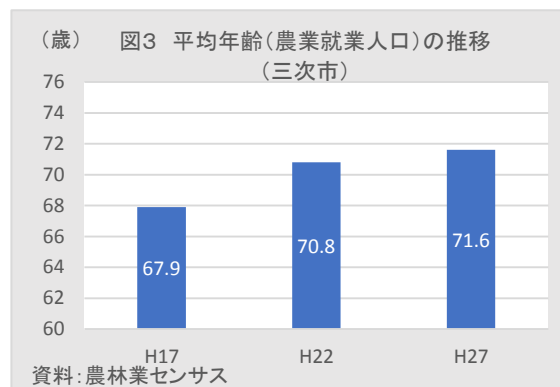
その一方で、組織経営体については着実に増加しており、特に、集落法人の設立は平成17年度の12法人から、平成27年度では35法人に増加しています。(図4)

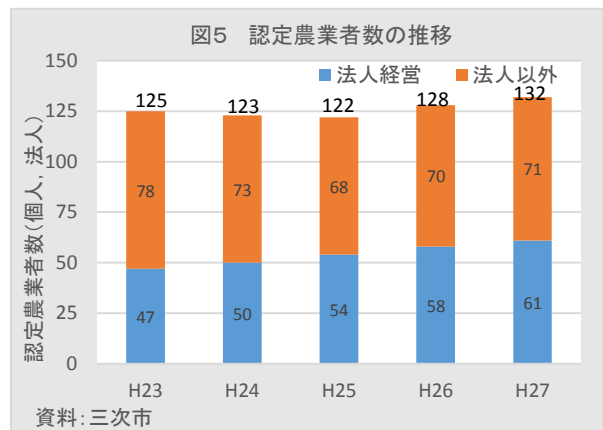
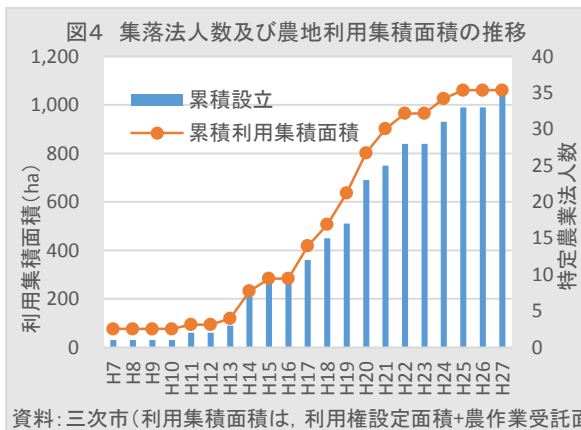
集落法人の農地利用集積面積は、この10年間で約690ha増加し、平成27年度では約1,100haまで拡大し、農家数の減少、世帯員の高齢化が進むなかで、農地及び集落機能を健全に維持する上で大きな役割を果たしています。

認定農業者数は、この5年間は概ね横ばいで推移しています。

また、平成26年度から国の新たな農業政策により担い手を対象とした施策が展開されたこともあり、認定農業者数は微増傾向にあります。(図5)

認定新規就農者は、平成26年度2名、平成27年度4名の計6名が認定されています。また、集落法人では平成25年度から平成27年度までの間に8名が雇用され就農しており、集落法人における後継者育成の取組も進んできています。



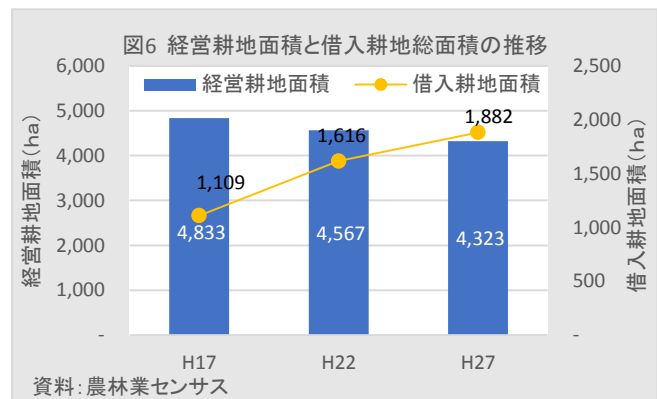


(3) 経営耕地の動向

本市の経営耕地面積は、平成17年から平成27年の10年間で、4,833haから4,323haへと510ha、割合で10%減少しています。

経営耕地面積全体が減少している一方で、借入耕地面積は平成17年から平成27年の10年間で1,109haから1,882haへと773ha、割合で70%と大幅に増加しています。(図6)

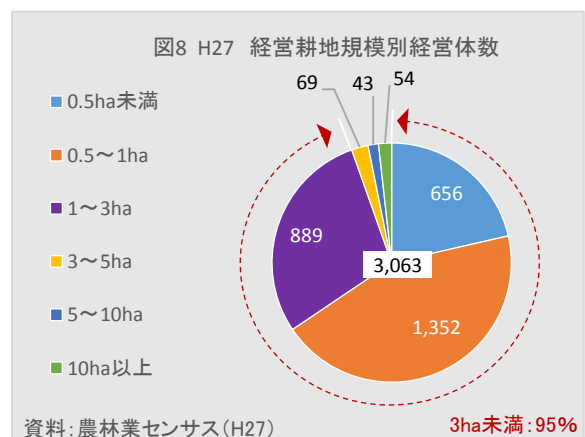
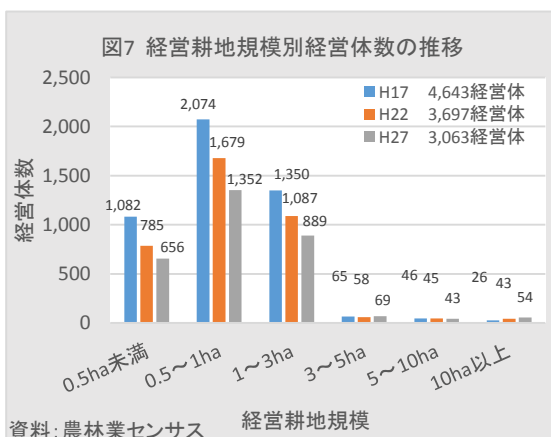
総農家数が28%減少し、農業就業人口も45%減少している中で、経営耕地面積の減少が1割程度に留まっているのは、集落法人による農地集積効果の顕れであり、集落法人設立が大きな役割を果たしています。



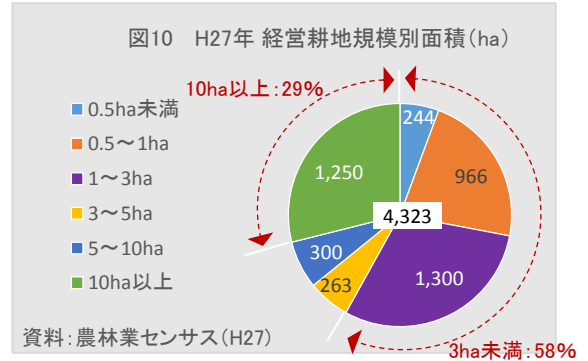
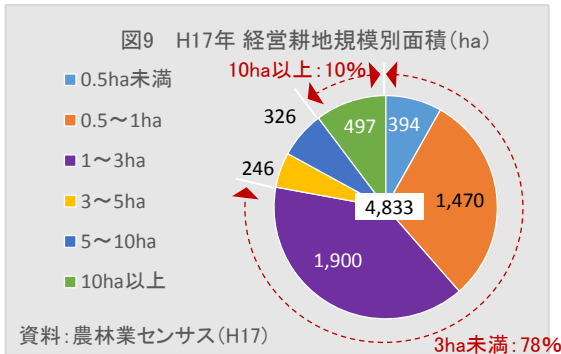
(4) 農業経営の構造変化(経営耕地・販売金額規模別経営体)

経営耕地規模別経営体数の動向を見ると、この10年間で3ha未満の規模の経営体数は4,506経営体から2,897経営体へと大きく減少しています。(図7)

全体に占める3ha未満の経営体数は95%、1ha未満では65%を占めており、本市の農業経営体の多くは小規模経営体となっています。(図8)



その一方で、1経営体あたりの経営規模の拡大は着実に進んでおり、平成17年では3ha未満の経営体が保有する経営耕地面積の割合は78%を占める状況(図9)でしたが、平成27年では58%まで減少し、代わって10ha以上の経営体が保有する経営耕地面積割合は平成17年の10%から平成27年では29%を占めるまで拡大しています。(図10)

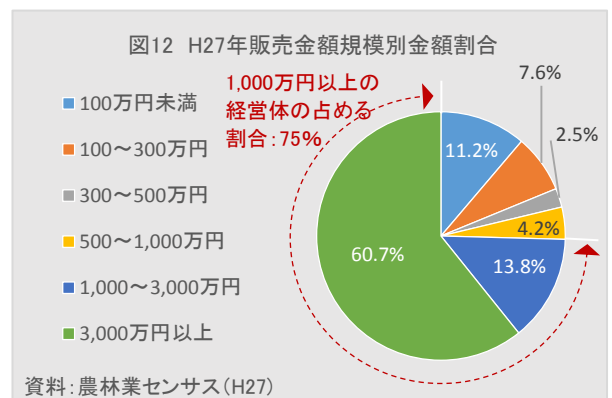
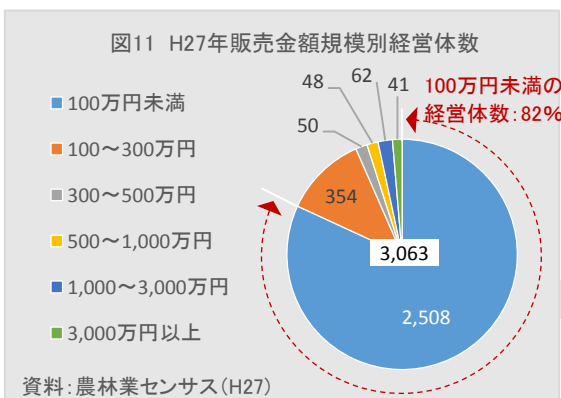


次に、販売金額規模別経営体数の状況を見ると、経営体数については、販売金額100万円未満の経営体数が2,508経営体で全体の82%を占める一方で、1,000万円以上の経営体数は103経営体で、全体の3%にしか過ぎない状況(図11)ですが、販売金額規模別販売額では、販売金額規模が1,000万円以上の経営体による販売額が全体の75%と大半を占めています。(図12)

このように、本市では、農業経営の構造は確実に変化してきており、経営規模の拡大や多角化が着実に進んできていますが、経営体の多くは小規模農家が占めている状況です。

今後、農業従事者の高齢化や農家数の減少が予測され、担い手不足が懸念される中、本市の農業を持続可能なものとするためには、新たな担い手の育成や地域の実情に応じた集落法人の設立、認定農業者等の多様な担い手を育成するとともに、生産力の強化や販売力の強化による所得向上に向けた取組が必要です。

このため、多様な担い手を育成し、産地形成を進めていく上では、地域の特徴を活かしつつ生産性の向上を図るとともに、消費者ニーズに応じた生産や多様な販売形態等、マーケティング戦略によって農業振興を図っていく必要があります。



注) 販売額の項目毎に平均販売額を設定し経営体数を乗じて算定

3 農業振興の基本方針と施策体系

1 農業振興の基本方針

本プランは、本市の農業の現状、課題や農業を取り巻く情勢を踏まえ、「第2次三次市総合計画」に沿って、農業所得の向上を図り、本市の基幹産業である農業を持続可能な農業とするため、4つの「基本方針」を定め、その実現に向けて今後5年間で取り組む「基本施策」をまとめました。そのうち、特に重点的に取り組むものを「重点施策」として位置づけ、農業所得の向上につながる各事業を展開していきます。

なお、「基本施策」に掲げた各事業において実施する支援事業には、新規事業、拡充事業のほか、既の実施している主な事業を掲載しています。

4つの基本方針

担い手の育成・強化

- 将来の三次の農業を担う新規就農者を一貫した総合的な支援体制で育成するとともに、地域農業の中心的な担い手である集落法人や認定農業者等の担い手の育成・強化を図ります。
- 意欲ある小規模農家や農業にふれあう市民等の多様な担い手による地域農業、地域資源を支える仕組みづくりを進めます。

農畜産物の生産力強化

- 消費者ニーズや収益性が高い農畜産物を重点品目として普及促進し、生産性向上や生産面積の拡大等による生産力を強化し、産地化を図ります。
- 地域の特性を生かした作物の生産拡大や耕畜連携等、地域資源を活用した生産振興を推進します。

販売力の強化

- 消費者ニーズが多様化する中、消費者や実需者の視点を取り入れ、生産から販売までの一体的な取組を推進し販路の拡大を図ります。
- 直売施設等を活用して三次産農畜産物の魅力アップを図るとともに、6次産業化等による農畜産物の新たな付加価値の創出やブランド化に取り組み、販売力の強化を図ります。

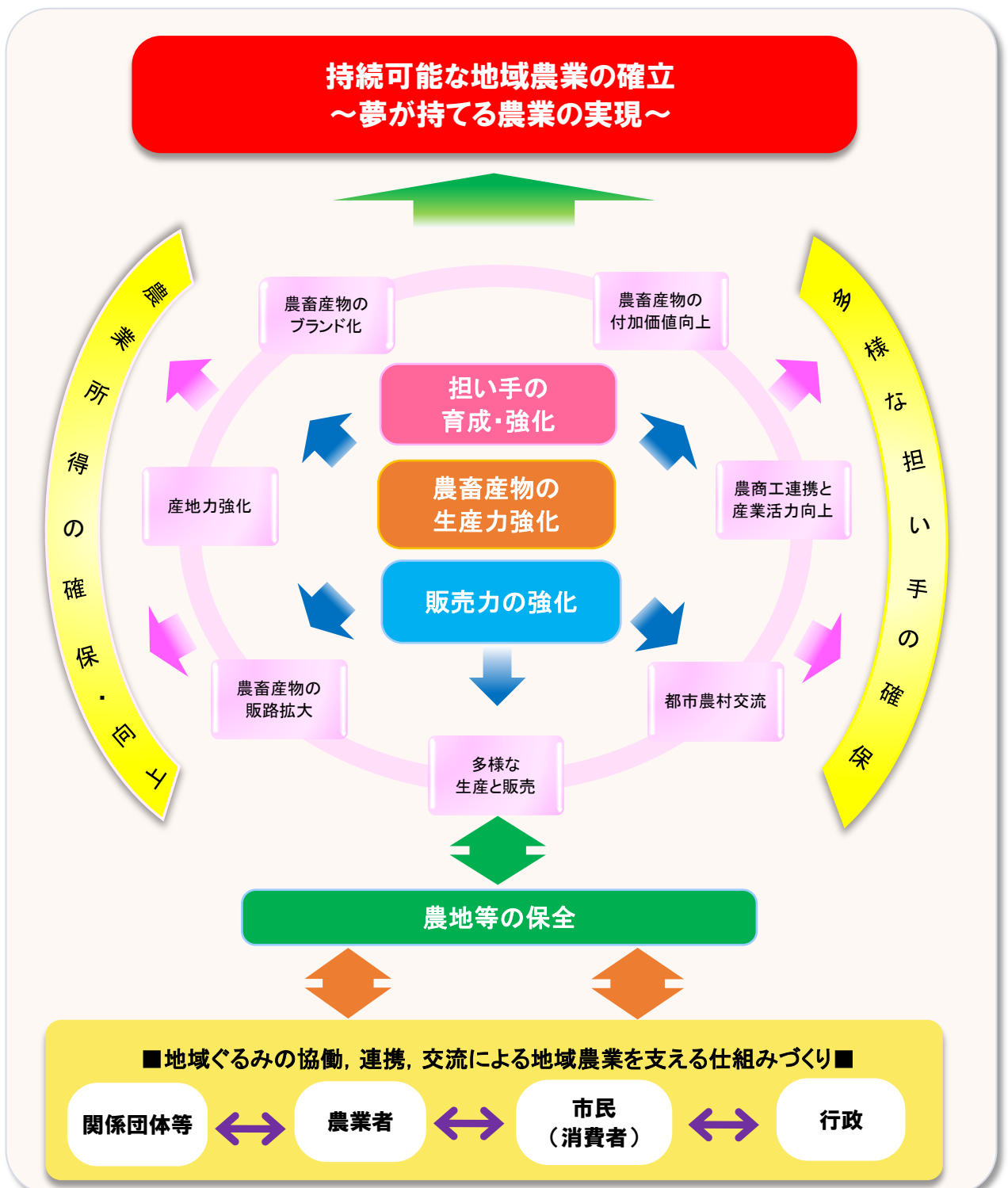
農地等の保全

- 有害鳥獣による農作物等の被害防止を図るため、総合的な有害鳥獣被害防止対策に取り組むとともに、効果的な捕獲体制の充実強化を図ります。
- 農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮するため、担い手への農地集積や農業生産基盤の整備、景観形成等、地域ぐるみによる農業・農村資源の保全と活用を促進します。

2 めざす将来像

「第2次三次市総合計画」では、将来のめざすまちの姿を「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち」とし、その実現のため、市民と行政が協働して取り組んでいます。

本市の基幹産業である農業のめざす将来像を「持続可能な地域農業の確立～夢が持てる農業の実現～」とし、農業者、市民、関係団体、行政がそれぞれの役割を担い、協働、連携、交流により、その実現に取り組みます。



3 農業振興の施策体系

《施策体系図》

※★印は特に重点的に取り組む事業

将来像	基本方針	基本施策	取組内容	重点		
持続可能な地域農業の確立 〜夢が持てる農業の実現〜	担い手の育成・強化	三次の農業をリードする農家の育成・確保	新規就農者の育成・確保	★		
			集落法人・認定農業者等の担い手の育成・強化	★		
		農業・農村を支える多様な担い手の育成	地域農業を支える多様な担い手の育成			
			体験・交流を通じた農業サポーター等の育成			
			農畜産物の生産力強化	競争力のある産地の育成	振興作物野菜3億円産地の実現	★
					果樹・花き10億円産地の実現	★
	「みよし和牛」の産地化・ブランド化の推進	★				
	地域の特性を生かした農畜産物の生産振興	酪農の経営基盤の強化				
		安全・安心な農畜産物の生産促進				
		特色ある米づくりの推進				
	販売力の強化	三次産農畜産物の魅力アップによる販路拡大	直売施設等を活用した新たな販路の拡大	★		
			6次産業化等の推進による新たな価値の創出	★		
			消費者との「交流」による販売力の強化	★		
	農地等の保全	農業・農村環境の保全と地域資源の活用促進	有害鳥獣被害防止対策の強化	★		
			地域ぐるみによる農地の保全と利用促進			

1 新規就農者の育成・確保

〔重点施策〕

就農相談から就農まで一貫した総合的な支援体制を構築し、将来の三次の農業を担う後継者やU・Iターン者等の新規就農者を育成します。

【数値目標】

内 容	H27年度	H32年度
認定新規就農者数（人）	6	20



就農に向けた研修体制の充実強化

- ◆ 関係機関・団体、認定農業者等とのネットワークを通じて、新規就農者に対する栽培技術指導体制等の充実強化を図るとともに、独立して農業経営ができる経営モデルの確立を図ります。
- ◆ JA三次直営型農業法人による研修農場の整備に対し支援します。

就農相談から就農まで一貫したサポート体制の構築

- ◆ JA、県、市で組織する新規就農推進チームが中心となり、研修体制の構築をはじめ、農地や住居の確保、施設整備、補助事業や制度資金の活用等、就農相談から就農に至るまでの各段階において、一貫した総合的なサポート体制により、定住に結びつく新規就農者を育成します。



地域資源を活用した経営継承の仕組みづくり

- ◆ 新たな担い手の受入を希望する地域や農業者と新規就農者をマッチングし、地域や農業者が有する農地や施設、栽培技術等の地域資源を継承する仕組みを構築し、新規就農者の早期の経営安定につなげるとともに、地域農業の維持・発展につなげます。

実施する主な支援事業

○新規就農者研修実践農場支援事業

JA三次直営型農業法人による新規就農者の研修農場の整備を支援します。

○認定新規就農者支援事業

認定新規就農者の栽培技術等の確立と経営の早期安定を図るため、就農開始時における初期経費を支援します。

○認定新規就農者機械等導入支援事業

認定新規就農者の経営の早期安定のための機械等の導入経費を支援します。

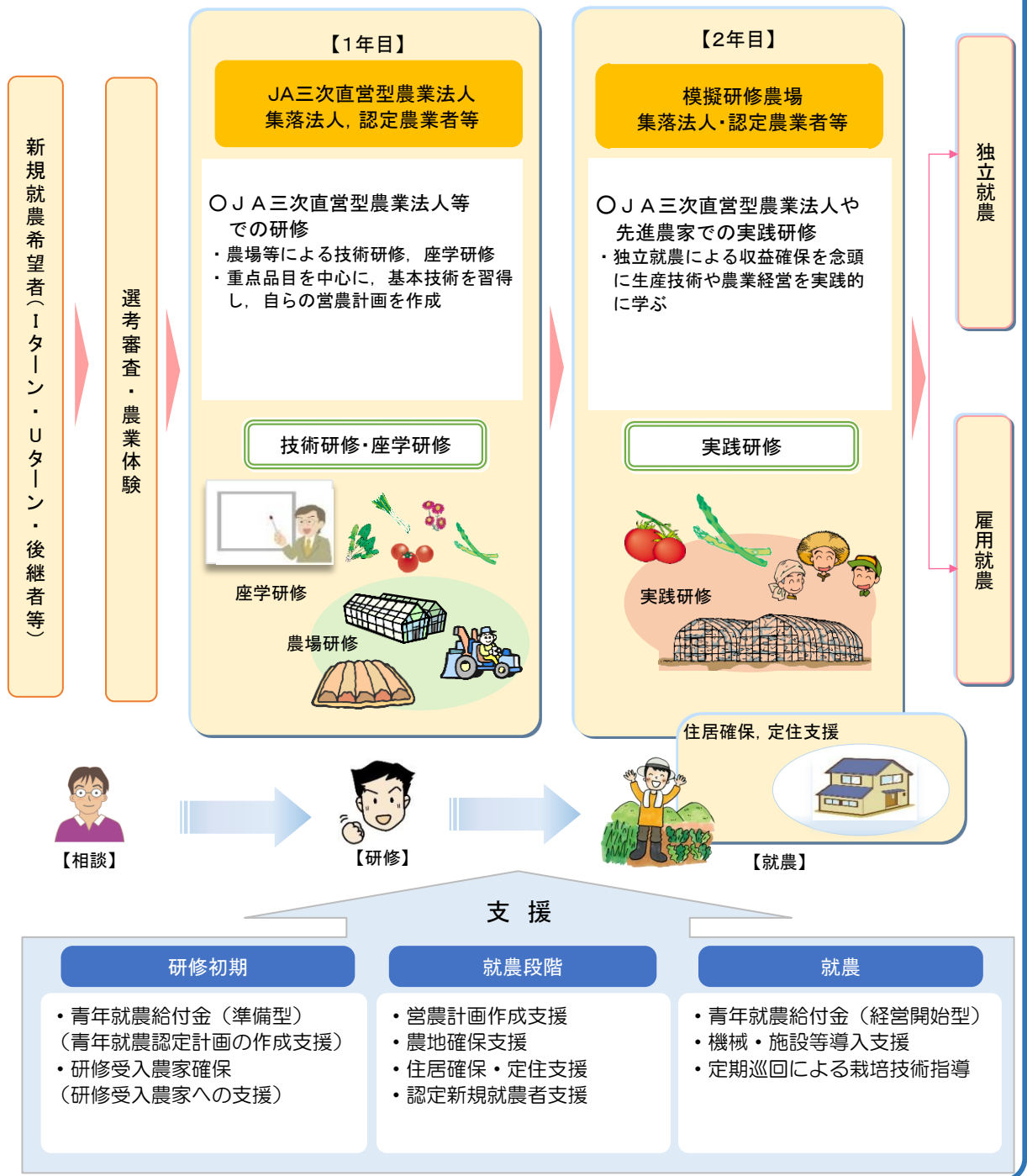
○新規就農者研修受入支援事業

認定農業者が新規就農希望者に対し行う農業技術・知識習得のための研修に対し支援します。

新規就農者の育成・確保イメージ

○ 関係機関・団体，認定農業者等との連携により新規就農者の受入体制を整備し，就農相談から就農まで一貫した総合的なサポートを行います。

新規就農推進チーム(JA・県・市)による総合的な支援



2 集落法人・認定農業者等の担い手の育成・強化

〔重点施策〕

地域農業の中心的な担い手である集落法人や認定農業者等の経営の多角化や農地集積、担い手間連携等の取組を推進し、経営の強化を図ります。

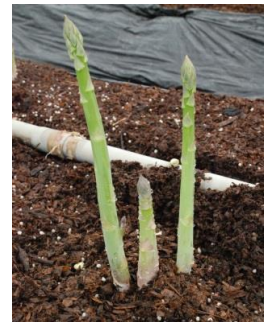
【数値目標】

内 容	H27年度	H32年度
集落法人設立数（法人）	35	45
認定農業者数（経営体）	132	170
農地集積率（％）	31.8	41



農業経営の多角化、農地集積等による経営の強化

- ◆ 集落法人や認定農業者等の経営の強化を図るため、高収益作物の導入による経営の多角化の取組を支援します。
- ◆ 農地の有効利用や生産の効率化、農地を保全するため、集落法人や認定農業者等への農地集積に対して支援します。
- ◆ 集落法人や認定農業者が後継者育成や園芸作物の導入等による経営の多角化のための雇用に対して支援します。
- ◆ 経営の改善・発展に向け、専門家の派遣指導やマーケティング、商品開発、情報発信等の研修会を開催し、経営力の向上を支援します。
- ◆ 地域の実情に応じて、農業経営の法人化を促し、地域の担い手となる経営体の育成を支援します。



担い手間の連携強化の仕組みづくり

- ◆ 集落法人等担い手の農作業の省力化等による経営の効率化を高めるため、担い手間の連携による農業機械の共同利用や作業・労力の連携等の仕組みづくりに取り組みます。



実施する主な支援事業

○認定農業者等育成支援事業

農地の有効利用を図るため、認定農業者等の賃借権による農地集積に対して支援します。

○集落法人新規設立支援事業

新たに地域の農地を集積する集落法人の設立時の初期経費を支援します。

○集落法人等新規雇用支援事業

集落法人や認定農業者が後継者育成や経営の多角化を図るための雇用に対して支援します。

○経営の多角化のための施設・機械等の導入支援

アスパラガスや白ねぎ、玉ねぎ、トマト、ほうれんそうの生産に要する施設、機械等の導入を支援します。

○農業者の経営力向上のための研修会の開催

マーケティングや情報発信等、ニーズに応じた研修会を開催し、経営力の向上を支援します。

担い手の農地集積，経営の多角化イメージ

- 中心的な担い手である集落法人や認定農業者等の農地集積や経営の多角化による高収益作物の導入，後継者育成・確保の取組を支援します。



担い手間連携のイメージ

- 集落法人や認定農業者等，担い手間の連携を促進し，効率的で収益性の高い農業をめざします。



1 地域農業を支える多様な担い手の育成

認定農業者や集落法人等の担い手、小規模農家や地域等が連携し、中山間地域の農業を維持する取組を支援し、農業・農村を支える多様な担い手の育成に向けた取組を推進します。

多様な担い手の育成

- ◆ 多様な小規模農家の経営に応じて、少量多品目や重点品目等の導入を促進し、その生産に対し支援します。
- ◆ 栽培技術講習会を開催し、栽培技術の向上や農業者同士の交流を図ります。
- ◆ 軽量野菜の低コスト・周年栽培の体系化を確立し、普及促進します。
- ◆ 農業支援を目的とした地域おこし協力隊を地域農業を支える力として積極的に導入し、定住、就農へとつなげていきます。
- ◆ 農のあるライフスタイル等、多様化するニーズに対応するため田園回帰の志向をサポートするとともに、地域での受け入れ体制を整備し、新たな担い手の確保へつなげます。
- ◆ 企業の農業参入による農地の有効利用や雇用の促進等、地域の活性化につなげます。



2 体験・交流を通じた農業サポーター等の育成

- ◆ 農業生産等へ関心のある市民等を対象に、農業技術の基礎を農家等から習得できる現地研修を開催し、地域での農作業を担う農業サポーターを育成することで、地域農業を支援する仕組みづくりに取り組みます。
- ◆ 農業体験や農業ボランティアの受入体制を整備し、市民や都市住民の農業に対する理解を深め、農業に関わる生活スタイルの普及に取り組みます。

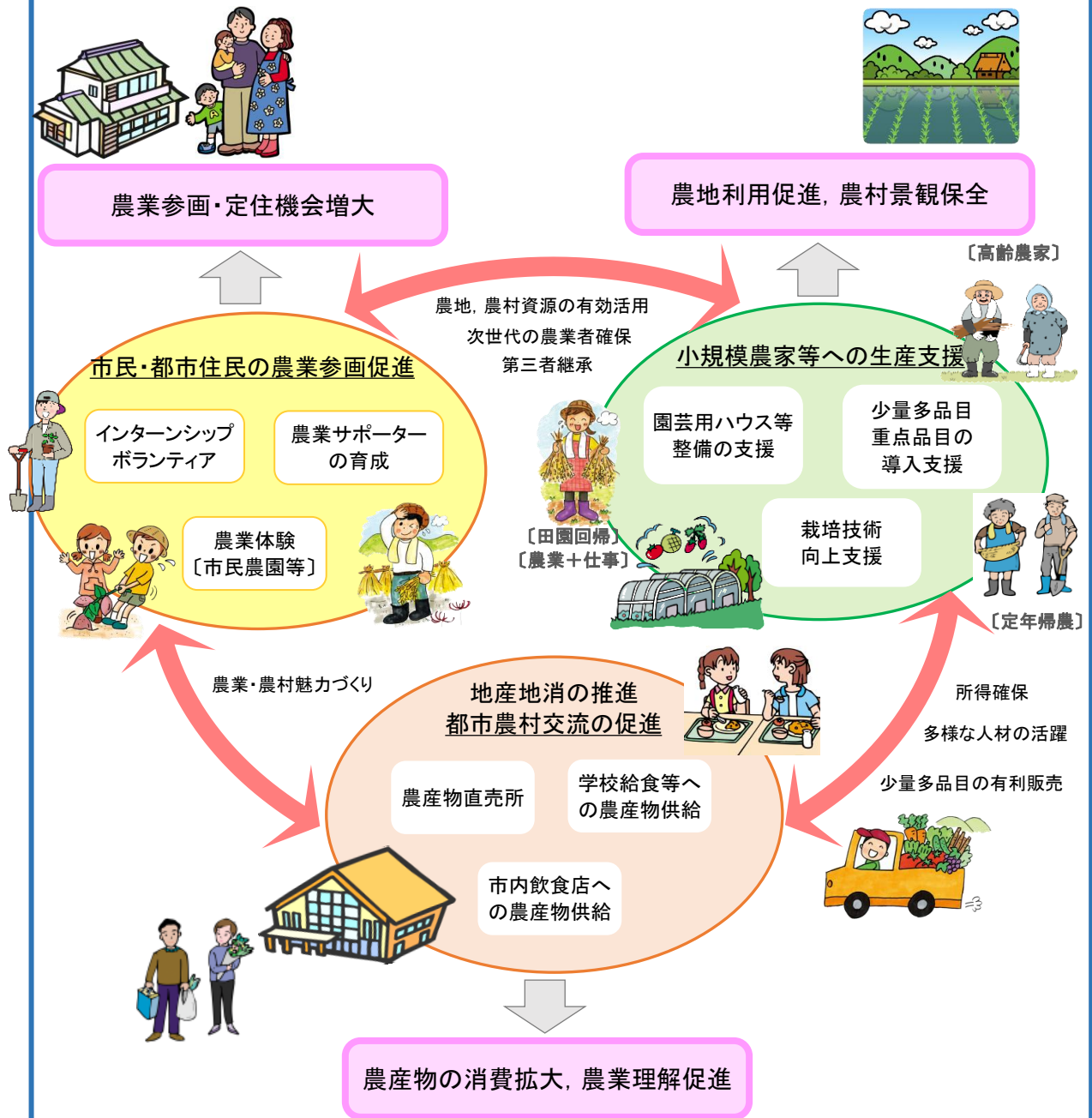


実施する主な支援事業

- 振興作物野菜等の導入のための施設・機械等の導入助成による初期経費の軽減
出荷用野菜・花きハウス導入・かん水施設整備事業
グリーンアスパラガスの生産に対する支援（新規植栽、かん水設備、機械導入）
農業経営多角化支援事業（白ねぎ、玉ねぎ）
振興作物産地化支援事業（ほうれんそう、トマト）
- 果樹・花き生産振興支援事業
産地化の推進や農業所得の向上を図るため、果樹（ぶどう・梨・ゆず）及び花き（菊・りんどう・トルコギキョウ）の生産及び出荷に要する経費を支援します。

地域を支える多様な担い手のイメージ

○ 多様な小規模農家の経営に応じた栽培品目の導入や栽培研修の開催による栽培技術の向上を支援するとともに、農業に関心のある市民、都市住民が新たに就農する機会を広げるため、農業にふれる機会、農業体験の場を提供します。



1 振興作物野菜3億円産地の実現

〔重点施策〕

消費者ニーズや収益性が高く、一定の販路が確立されている作物を重点品目とし、生産面積の拡大や生産性向上等に必要な支援を行い、生産力を強化し産地としての競争力を高めます。

【数値目標】 (面積:ha, 販売額:百万円)

品 目		H27年度	H32年度
アスパラガス	面積	27.62	38
	販売額	141.1	200
白ねぎ	面積	1.23	5
	販売額	2.7	31
玉ねぎ	面積	1.03	5
	販売額	0.3	12
ほうれんそう	面積	5.53	8
	販売額	14.0	19
トマト	面積	0.26	2
	販売額	4.2	40
重点品目 計	面積	35.67	58
	販売額	162.3	302



アスパラガスの2億円産地化

- ◆ 県内1位の産地として更なる生産力を高めるため、関係機関、団体と連携し、高品質、安定生産に向けた取組、新規植栽の普及を推進します。
- ◆ 収量増加による所得向上を図るため、ハウス導入を積極的に普及促進します。
- ◆ 土壌づくりから管理・収穫までの流れをマニュアル化し、栽培技術の定着による高品質や収量増加による所得向上を図ります。

経営規模に応じた重点品目の導入・産地化推進

- ◆ 小規模農家から集落法人まで、経営規模に応じて重点品目（アスパラガス、白ねぎ、玉ねぎ、ほうれんそう、トマト）の導入を普及促進し、栽培面積の拡大を図ります。
- ◆ 水田を有効活用し、経営の多角化や周年栽培体制による所得向上、経営の安定を図ります。
- ◆ 既存の機械や施設の共同利用（ネットワーク化）や集出荷体制の整備を進め、産地形成に向け段階的に栽培面積の拡大を図ります。
- ◆ 研修をはじめとする支援体制を関係機関と構築し、栽培技術の定着を図ります。



実施する主な支援事業

- 重点品目の生産拡大のための施設・機械等の導入助成による初期経費の軽減
 - 出荷用野菜・花きハウス導入・かん水施設整備事業
 - グリーンアスパラガスの生産に対する支援（新規植栽、かん水設備、機械導入）
 - 農業経営多角化支援事業（白ねぎ、玉ねぎ）
 - 振興作物産地化支援事業（ほうれんそう、トマト）

振興作物野菜産地化イメージ

○ 小規模農家から集落法人まで、経営規模に応じて重点品目の導入を普及促進し、栽培面積の拡大等による生産力を強化し、産地化を図ります。

栽培技術の安定・向上等支援 (JA・県・市)

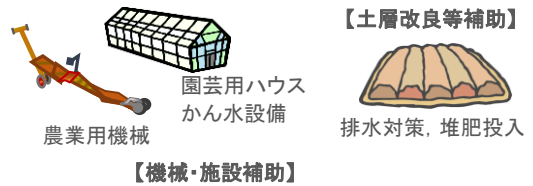
適地適作による生産技術の確立

- ～経営モデルの確立～
 - ほ場の条件, 保有労働力の状況, 所得形成等の意向, 経営規模に応じた複合経営モデルの確立
- ～個別品目の栽培技術の確立～
 - 優良品種の導入, 土づくり, 防除技術等の栽培技術の確立

優良農地の確保, 機械施設の整備

- 生産農地の確保
- 園芸用ハウス整備
- かん水施設等整備
- 農業用機械・施設整備
- 排水対策, 土層改良等

気候や経営規模に応じた作物生産



産地化による生産力・販売力向上

- 生産品目の統一
- 技術(人材)の共有化
- 生産出荷の共同化
- 出荷ロットの確保
- 生産拡大とともに販路拡大

**3億円
産地化!**

更なる発展

- 担い手(認定農業者, 集落法人等)が保有する機械や選果施設を共同利用し, 作業の効率化を推進
- 「トレッタみよし」に隣接して野菜・果実工房等を整備し, 都市部や市内の消費者・実需者向けの加工品等を製造販売(6次産業化の展開)



2 果樹・花き10億円産地の実現

〔重点施策〕

県のトップブランドとして広く認知されているぶどう（ピオーネ）や市場評価の高い菊の産地力を高めるとともに、果樹（梨・ゆず）や花き（りんどう・トルコギキョウ）の生産振興を普及促進し生産面積の拡大を図り、産地化を推進します。

【数値目標】

（面積:ha, 販売額:百万円）

内容		H27年度	H32年度	内容		H27年度	H32年度
ぶどう	面積	57.93	63	菊	面積	4.57	7
	販売額	839.2	930		販売額	21.1	35
梨	面積	6.37	7	りんどう	面積	0.31	1
	販売額	10.1	11		販売額	2.2	7
ゆず	面積	2.2	3	トルコギキョウ	面積	0.21	1
	販売額	7.1	10		販売額	0.5	7
果樹 計	面積	66.5	73	花き 計	面積	5.09	9
	販売額	856.4	951		販売額	23.8	49

「ぶどう」園地の規模拡大による生産力の強化

- ◆ 「ピオーネ」をはじめ、優良品目として期待される「シャインマスカット」や三次ワインの原料用品種等の新規植栽や規模拡大を促進します。
- ◆ 果樹の新規栽培や規模拡大に必要な施設整備やほ場改良を支援します。
- ◆ 栽培技術講習会を開催し、栽培技術、品質、収量の向上を図ります。



新たなぶどう団地の整備による産地力の強化

- ◆ ぶどうの産地として更なる振興を図るため、備北南部農道沿線にぶどう団地の整備を行い、ニーズに応じた品種やワイン原料用品種等を植栽し、産地力の強化を図ります。



菊のブランド力を活かした花きの産地化

- ◆ 県内でもトップクラスのブランド力がある菊をはじめ、りんどうやトルコギキョウを収益性の高い園芸品目として経営規模に応じた導入を促進し生産拡大を図ります。
- ◆ 備北南部農道沿線に花団地を整備し、花きの産地として更なる振興を図ります。
- ◆ 花きの新規栽培や規模拡大に必要な施設整備やほ場改良を支援します。
- ◆ 栽培技術講習会を開催し、栽培技術、品質、収量の向上を図ります。



実施する主な支援事業

○果樹・花き生産振興支援事業

産地化の推進や農業所得の向上を図るため、果樹（ぶどう・梨・ゆず）及び花き（菊・りんどう・トルコギキョウ）の生産及び出荷に要する経費を支援します。

○出荷野菜、花きハウス導入・かん水施設整備事業

農業所得の向上と農業経営の安定を図るため、花き（菊、りんどう、トルコギキョウ）の栽培に要するハウス導入等の経費を支援します。

ぶどう産地の強化・発展イメージ



現状・課題

- 小規模農家の高齢化
 - 農業用資機材の価格高騰による初期投資・経営負担増大
 - 消費者ニーズの多様化（ピオーネ以外の品種に対する需要増加）
 - 果実酒等の製法品質表示基準の改正により、三次産ワイン原料用ぶどうの生産拡大が必要
- ↓
- 生産・出荷量減少による産地力低下が懸念

産地強化のための担い手の育成、経営環境を整備

振興戦略

担い手の育成・確保

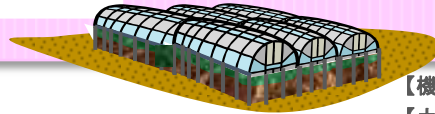
- 生産者の作付拡大への支援
- 後継者や新規就農者の育成
- 園地所有者と新規参入者とのマッチング等支援（園地継承）
- 新規参入者の研修等受入体制整備（第2ぶどう団地の整備）

生産性の高い園地確保

- 生産基盤の整備
- 規模拡大のための園地整備（第2ぶどう団地の整備）
- ぶどう棚、かん水施設等の整備

ブランドカの強化

- 多彩な販売方式・商品による産地アピールの強化
- 直売、市場、ネット通販等多様な販売戦略の構築
- 6次産業化、農商工連携によるぶどうを生かした商品開発
- ニーズに応じた生産
- シャインマスカット、ワイン原料用品種等の導入（新規植栽・改植等支援）



【機械・施設補助】
【土層改良等補助】

ぶどう産地の発展

菊の産地化イメージ



現状・課題

- 水田を活用した高収益作物として期待（市場評価が高く、産直市でも需要が高い）
 - 高齢化により生産者が減少
 - 農業用資機材の価格高騰による初期投資、経営負担増大
- ↓
- 生産・出荷量減少による産地力の低下

水田を活かした高収益作物として生産拡大を図る

振興戦略

担い手の育成・確保

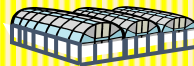
- 生産者の作付拡大への支援
- 新規参入者の確保
- 高収益園芸作物として生産振興花団地の整備等による担い手の育成
- 新規参入者の受入
- 水稲+菊のほか、複合経営等の経営モデルを確立し生産拡大栽培技術研修体制等の充実

生産基盤等の整備

- 生産基盤の整備
- 排水対策、土づくり等への支援
- ハウス、かん水施設等の整備
- 共同選花体制等の整備
- 選花施設等整備による共同選花体制の整備

ブランドカの強化

- 品質向上・出荷量の確保等による市場評価の向上
- 生産拡大とともに出荷期間の拡大（露地、ハウス等の生産拡大）
- ニーズに応じた品種導入
- 小菊、スプレー菊等の導入



【機械・施設補助】



【土層改良等補助】

菊の産地化

3 「みよし和牛」の産地化・ブランド化の推進

〔重点施策〕

生産規模拡大をめざす担い手を中心に、増頭や生産性向上等に対する支援を行い、「みよし和牛」の生産基盤を強化するとともに、三次市和牛振興クラスター協議会を核として、「みよし和牛」の産地化・ブランド化を推進します。

【数値目標】

内 容	H27年度	H32年度	内 容	H27年度	H32年度
繁殖牛飼養頭数（頭）	663	750	子牛	販売頭数（頭）	405
				販売金額（百万円）	259.4
肥育牛飼養頭数（頭）	213	240	肥育牛	販売頭数（頭）	37
				販売金額（百万円）	28.8
和牛経営集落法人数（法人）	6	10	一般牛	販売頭数（頭）	64
				販売金額（百万円）	12.6

「みよし和牛」の増頭，生産規模の拡大

- ◆ 規模拡大をめざす担い手を中心に、繁殖牛増頭や牛舎の新增改築の取組への支援を行うとともに、集落法人への和牛繁殖経営の導入を促進し「みよし和牛」の安定生産を支援します。
- ◆ 経営分析支援、飼養管理技術指導等を行い、経営の安定化を図り生産規模の拡大につなげます。
- ◆ 後継者へのスムーズな経営継承に向けた指導・助言体制の整備や空き牛舎等の活用による新規就農の取組を、関係機関と連携し推進します。

「みよし和牛」のブランド化の推進

- ◆ 肥育農家と連携し、優秀な「みよし和牛」の育種改良をさらに進めるとともに、三次生まれ、三次育ちの「みよし和牛」の安定生産とブランド化を推進します。



水田放牧牛の導入促進

- ◆ 集落法人等による水田放牧牛の導入を促進し、法人の経営多角化による経営安定、省力化による経費削減や耕作放棄地の有効活用とともに獣害対策を推進します。



実施する主な支援事業

○JA・和牛改良組合・県・市等による産地化・ブランド化推進体制の構築

三次市和牛振興クラスター協議会により地域ぐるみでの和牛振興の取組を進めます。

○和牛の里創造事業

飼養規模拡大に向けた牛舎整備や水田放牧牛導入等への支援を拡充し、増頭を支援します。

○肉用牛ブランド化推進事業

優秀繁殖雌牛の自家育成、優秀繁殖雌牛導入、優秀受精卵移植普及等の事業を推進し「みよし和牛」のブランド化を推進します。

○肥育和牛導入支援事業

三次生まれ和牛導入への支援を拡充し、「みよし和牛」の増頭を支援します。

○肉用牛ヘルパー利用助成事業

肉用牛経営の年中無休状況を解消し、安定的でゆとりある経営を支援します。

「みよし和牛」の産地化・ブランド化イメージ

- 畜産農家，JA・和牛改良組合・県・市等で構成する三次市和牛振興クラスター協議会を核とした，地域ぐるみによるみよし和牛の産地化・ブランド化を推進します。



1 酪農の経営基盤の強化

県内2位の生乳産地として、酪農の経営基盤の強化に向け、乳用牛の増頭、更新に対する支援を行うとともに、地域内での粗飼料生産の増産による低コスト化を図るため、担い手と連携した耕畜連携の取組を推進します。

規模拡大、生産効率向上の推進

- ◆ 規模拡大を目的に新たに乳用牛の増頭や経営規模を維持するための乳用牛の更新を支援し、酪農経営の安定強化を図ります。
- ◆ 牛舎の新增改築や機械、設備等の飼養環境条件の整備を支援し、規模拡大や高品質生乳生産を図ります。
- ◆ 自家育成牛（搾乳用子牛）の安定生産とあわせて和牛ET※1による子牛生産等バランスのとれた経営の普及促進に取り組みます。
- ◆ 安定的な生乳生産基盤を維持・拡大するため、育成牛の確保に向け、関係機関と連携し専用牧場の整備に取り組みます。
- ◆ みわTMR※2センターや集落法人、コントラクター※3を中心としたWCS用稲※4の安定的供給に向けた取組を推進します。



- ※1 和牛ET : 乳用雌牛に黒毛和牛の受精卵を移植し、妊娠、分娩させ黒毛和牛の子牛を生産すること
 ※2 TMR : 粗飼料、濃厚飼料、粕類等の混合飼料
 ※3 コントラクター : 飼料作物の収穫作業等の農作業を受託する組織
 ※4 WCS用稲 : ホールクロップサイレージの略。稲の実と茎葉部分を一緒に収穫し、乳酸発酵させた飼料

2 安全・安心な農畜産物の生産促進

- ◆ 持続性の高い農業や特徴ある農産物の生産を促進するため、耕畜連携を進め、堆肥の利用促進による資源循環型農業を推進します。
- ◆ 家畜排せつ物を利用した良質な堆肥の生産と堆肥利用の促進を図るための散布機械の共同利用等の仕組みづくりを進めます。
- ◆ 「安心！広島ブランド」等の認証制度を活用した安全・安心な高付加価値農畜産物の生産による有利販売への取組を進めるとともに、環境保全型農業の取組を推進します。

実施する主な支援事業

○酪農飼養環境整備事業

牛舎整備や機械導入等の支援を通じて飼養衛生環境の向上による規模拡大や高品質生乳生産基盤の確保を推進します。

○乳用牛増頭・更新促進事業

酪農経営の安定を図るため、規模拡大に向けた乳用牛の増頭・更新に係る経費を支援します。

○酪農ヘルパー利用助成制度

酪農経営の年中無休状況を解消し、安定的でゆとりある経営を支援します。

○三次市堆肥購入促進事業

堆肥を活用した土づくりを行い、資源循環型農業を推進するため、堆肥購入に要する経費を支援します。

3 特色ある米づくりの推進

米の需要量減少や平成30年からの米の生産調整制度の見直し等、米政策の転換が進められる中、一定の品質と年間を通じた安定的な供給力に加えて、需要に応じた生産等、特色ある米づくりの推進に取り組みます。

消費者や実需者のニーズに応じた多様な米づくりの推進

- ◆ 三次産米の付加価値向上及びブランド化を図るため、良食味、高品質な米づくりをJA等と連携して推進します。
- ◆ 需要に応じた生産を確保するため、「求められているものを作る」視点を取り入れ、生産者団体等と連携しニーズの高い品種の生産を普及促進します。
- ◆ 直播栽培、疎植栽培技術等の導入を推進し、生産コストの低減につなげます。
- ◆ 三次産米の地産地消を推進し、需要の拡大につなげます。



4 麦, 大豆, 山の芋, カーターピーナッツの生産振興

品質向上や機械化による効率的な生産の推進

【麦】

- ◆ 実需者との結びつきを強化し、品質、収量向上に向けた取組を行い、需要に応じた計画的な生産拡大を推進します。

【大豆】

- ◆ 集落法人を中心に段階的に作付面積を拡大します。
- ◆ 栽培技術の向上や機械の共同利用等により効率的な生産体制の構築を支援します。

生産技術の向上, 生産拡大の推進

- ◆ 需要の高い山の芋, カーターピーナッツの栽培方法の共有化, 技術力の向上を図るとともに, 市内全域を対象に新規植栽を普及促進し, 生産拡大を図ります,
- ◆ みよしブランド認定制度等の活用により, 知名度の向上と販路拡大を図ります。



実施する主な支援事業

○麦・大豆等生産振興推進事業

出荷販売用の麦・大豆・山の芋・カーターピーナッツの生産を支援します。

○三次産こだわり米生産支援事業

有機農法, アイガモ農法による主食用水稻の生産を支援します。

4 三次産農畜産物の魅力アップによる販路拡大

1 直売施設等を活用した新たな販路の拡大

〔重点施策〕

消費者ニーズが多様化する中、三次産農畜産物の需要の掘り起しや消費者や実需者の視点を取り入れた作物栽培等、生産者や関係団体と連携し生産から販売まで一体的な取組を推進し、販路の拡大を図ります。

生産と販売を結びつけるコーディネート機能の強化

- ◆ トレッタみよしを核として、三次農産物販売戦略協議会（仮称）を設置し、消費者や実需者に対して三次産農畜産物の魅力を発信するとともに、需要を把握することで、新たな販路を開拓していきます。
- ◆ 消費者等の多様なニーズを踏まえた三次産農畜産物の生産や出荷体制のコーディネート機能の強化や多様な販売により、販売力の強化を図ります。
- ◆ 消費者と生産者とのマッチングをコーディネートする人材の育成を推進します。



直売施設のネットワーク化による販路拡大

- ◆ トレッタみよしを拠点に、市内直売施設やアンテナショップ（JA三次きん菜館）とのネットワーク化を図り、販売ロットや品目の確保、規格外品の有効活用の取組を通じて、多様な需要に対応することで三次産農畜産物の有利販売、販路拡大を図ります。
- ◆ トレッタみよし等での対面販売や加工体験教室等の活動を強化し、生産者同士、生産者と消費者の交流を促し、三次産農畜産物のファンづくりを行うことで、販路拡大や生産者の意欲向上につなげます。



園芸用ハウス整備等による周年栽培体制の整備

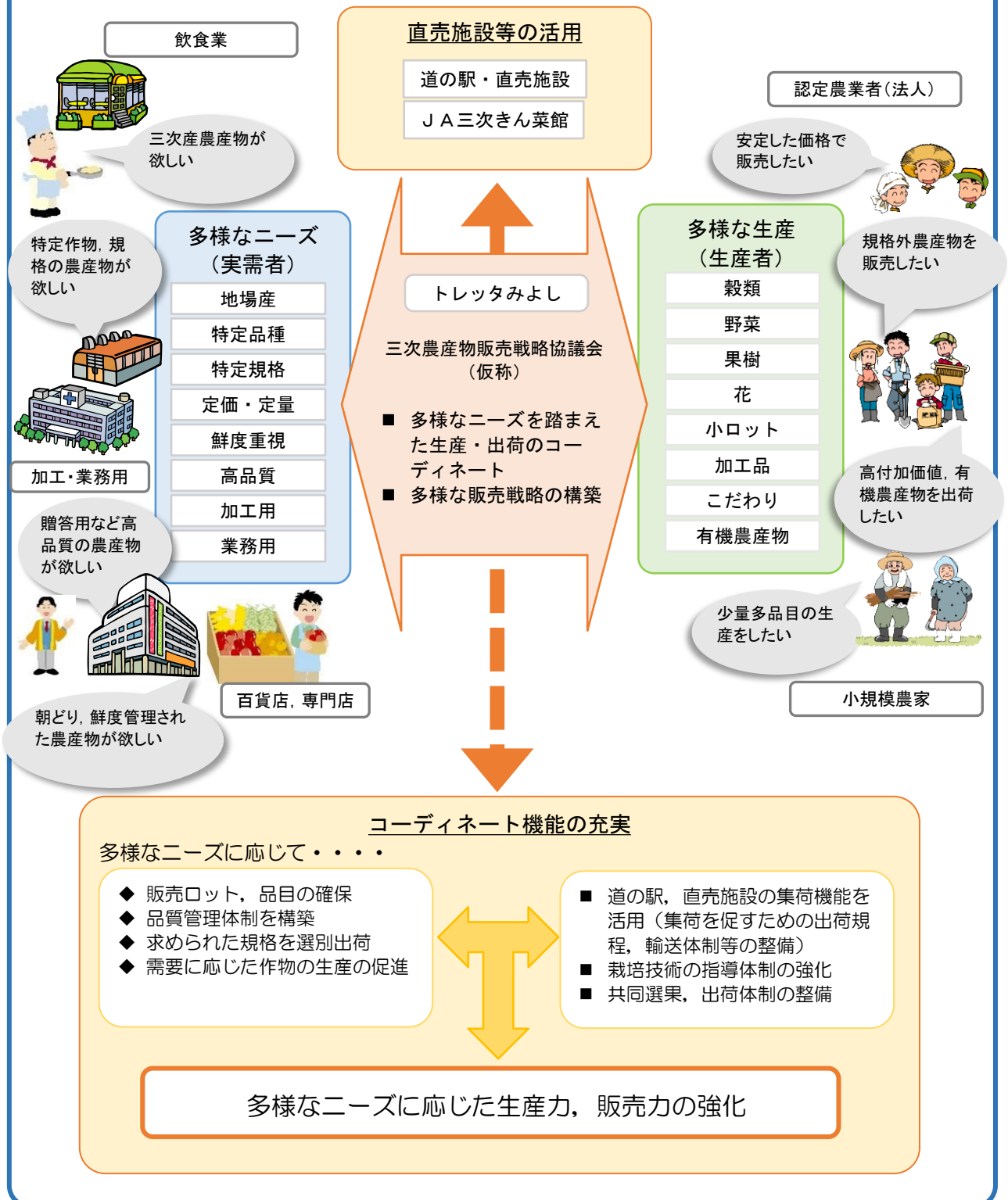
- ◆ 排熱を有効活用した園芸用ハウスを整備し、周年での生産体制を構築することで、生産性の向上とともに冬場を中心とする農産物の有利販売につなげます。
- ◆ 野菜や花きの周年栽培体制の充実による販売力の強化を図るため、出荷用ハウス等の導入を支援します。

実施する主な支援事業

○出荷用野菜・花きハウス導入・かん水施設整備事業

野菜や花きの周年出荷、栽培体制の充実を図るため、出荷用野菜・花き用のハウス・かん水施設の整備を支援します。

直売施設等を活用した販路拡大イメージ



2 6次産業化等の推進による新たな価値の創出

【重点施策】

農業経営の多角化や三次産農畜産物に付加価値を付けた新たな商品開発等の6次産業化、農商工連携等の取組を推進し、販売力の強化を図ります。

【数値目標】

内 容	H27年度	H32年度
みよしブランド認定品数（品）	22	47
地産地消の店認定数（店）	43	60
新たに開発する加工品数（品，H28年度から）		30

6次産業化・農商工連携の推進

- ◆ 専門家による指導助言や研修会の開催により、6次産業化への取組を推進するとともに、中心となる人材を育成します。
- ◆ 農業者の三次産農畜産物を活用した商品開発や販路拡大等の6次産業化や農業者と商工業者それぞれの強みを生かした農商工連携の取組を推進します。
- ◆ 大学と連携し、三次産農畜産物を活用した機能性の高い商品や健康志向に対応した商品、介護食品（スマイルケア食）等、消費者のニーズに対応した商品開発を進めます。
- ◆ 農業者や商工業者、関係機関、団体によるネットワーク組織を立ち上げ、相互に有する情報や技術を共有化し、三次産農畜産物とのマッチングにより、地域ぐるみでの6次産業化等を推進します。



三次産農畜産物のブランド化の推進

- ◆ 市を代表する産品等で特に優れたものを「みよしブランド」として認定し、地域ブランドとして情報発信することにより、生産者の意欲や商品力の向上、本市の知名度向上を図り、地域産業の活性化や新たな商品開発につなげます。



地産地消の推進

- ◆ 三次産の新鮮で良質な農産物を直売施設だけでなく、学校給食や観光施設等を通じて安定供給し、地産地消の取組を推進します。
- ◆ 三次産農畜産物や加工品を食材として使用している飲食店を「地産地消の店」として認定することで、三次産農畜産物のPRを行うとともに、消費拡大・販路拡大を図ります。



3 消費者との「交流」による販売力の強化

〔重点施策〕

直売施設等での三次産農畜産物の魅力を市内外へアピールするとともに、農業体験や食育活動等により都市農村交流を促進し、三次産農畜産物のファンづくりにつなげ、販売力を強化していきます。

交流による三次産農畜産物の魅力アップ

- ◆ 直売施設等での生産者による対面販売等により、三次産農畜産物の魅力の発信と消費者との交流によるニーズに応じた生産等、更なる魅力アップにつなげ、販売促進を図ります。
- ◆ 都市住民が気軽に農業体験や自然体験ができるよう、直売施設等や体験農園、観光農園等のネットワーク化を促し交流人口の増加を図るとともに、三次産農畜産物の魅力を体感することにより、市内外へ広くその魅力をアピールし、販売促進を図ります。



食育・食農教育の推進

- ◆ 地域の農業者や関係機関が連携し、食と農業について体験する場や機会を提供する等、幅広く市民等が参加できる取組を通じて農業に対する理解を深めます。



実施する主な支援事業

- **オール三次産品ブランド化事業**
既存産品の価値向上や新商品の開発を促進するとともに、生産者相互の連携、組織化につなげます。
- **6次産品化支援事業**
三次産農畜産物の有効活用による新たな加工品や特産品製造に必要な施設の整備等を支援します。
- **地域産品開発支援事業**
三次市の地域資源（一次産品、特産品等）を活用した新たな産品開発を支援します。
- **販路拡大支援事業**
農業者等が主体となって開発した新製品や主力商品の販路拡大や市場開拓を支援します。
- **みよしブランド認定制度**
特色ある産品のブランド認定取得を促進し、認定品を特産品として全国へ情報発信することにより、生産の維持・拡大を支援します。
- **地産地消の店認定制度**
三次産農畜産物及び加工品を食材として積極的に使用する飲食店を認定することで、消費の拡大を図るとともに地産地消を推進します。

1 有害鳥獣被害防止対策の強化

〔重点施策〕

有害鳥獣を寄せ付けない環境を整備し、農作物等の被害防止を図るため、総合的な有害鳥獣被害防止対策（環境改善，侵入防止，捕獲）の普及・啓発に取り組むとともに、効果的な捕獲体制の充実強化を図ります。

【数値目標】

内 容	H27年度	H32年度
有害鳥獣被害防止対策に取り組むモデル集落（集落）	3	18
有害鳥獣被害対策集落リーダー（人）	36	100

集落ぐるみによる効果的な対策の推進

- ◆ 集落ぐるみによる効果的な有害鳥獣被害防止対策の成果を他の地域へ波及させる拠点として、市内全域へ有害鳥獣被害防止対策のモデル集落を設置します。
- ◆ 研修会等を通じて、効果的な被害防止対策及びモデル集落の成果の普及・啓発に取り組むとともに、集落内で効果的な被害防止対策を普及する役割を担う集落リーダーを育成します。
- ◆ 三次市有害鳥獣駆除対策協議会の各構成機関に対して、チーフアドバイザー及びアドバイザーの設置を働きかけ、関係機関が一体となった指導体制の確立をめざします。



有害鳥獣捕獲体制の強化

- ◆ 有害鳥獣による農作物等の被害防止を図るため、三次市有害鳥獣駆除班等による効果的な捕獲体制・捕獲活動を推進します。
- ◆ 有害鳥獣を捕獲する担い手を育成するため、第1種銃猟免許の取得を支援します。
- ◆ ニホンジカの積極的な捕獲を推進するため、狩猟期間において一般の狩猟者に対し、ニホンジカ捕獲奨励金を交付し、捕獲意欲を高めます。
- ◆ 効果的な捕獲体制を構築するため、先進的な捕獲技術（ICT〔情報通信技術〕システムを用いた捕獲装置，小型無人機〔ドローン〕等）の導入や実証事業を行います。



ジビエ（野生鳥獣の肉）の利活用の推進

- ◆ 新たな地域産業の創出及び有害鳥獣の捕獲促進を図るため、駆除班、猟友会、民間事業者等と連携を図り、ジビエ（野生鳥獣の肉）の衛生ガイドラインに沿った安全対策やジビエの普及・利活用を推進します。

実施する主な支援事業

- 有害鳥獣被害防護柵設置事業（集落対策、個別対策）
イノシシやシカ等の農作物被害防止を図るため、防護柵設置（資材費）に対し支援します。
- 狩猟免許（第1種銃猟）取得支援事業
有害鳥獣を捕獲する担い手を育成するため、狩猟免許（第1種銃猟）の取得を支援します。
- ニホンジカ捕獲報奨金交付事業
急増しているニホンジカの生息数を抑制するため、狩猟期間中のシカの捕獲に対し報奨金を交付します。

集落ぐるみによる有害鳥獣被害防止対策の取組

① 「みんなで勉強」



みんなで、鳥獣の生態、習性などを勉強し、何が餌付けになるのか正しい知識を身につける



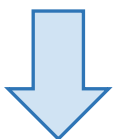
② 「守れる集落、守れる田畑づくり」



集落内を点検し、鳥獣を寄せ付けない環境づくり



③ 「柵で守る、追い払う」



鳥獣の特徴に合わせて柵を設置し農作物を守る
追い払いは、人慣れをさせないよう日常的に行う



④ 「捕獲」

被害を起こしている鳥獣を捕獲



4 農業・農村環境の保全と地域資源の活用促進

2 地域ぐるみによる農地の保全と利用促進

農業生産基盤である農地を将来にわたって適切に保全するため、地域農業の中心となる担い手へ農地集積し、農地の有効利用を推進するとともに、地域ぐるみによる農業・農村の有する地域資源や多面的機能の維持、活用を促進します。

【数値目標】（再掲）

内 容	H27年度	H32年度
農地集積率（％）	31.8	41

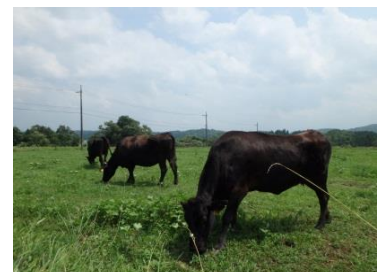
担い手への農地集積と有効利用の推進

- ◆ 地域農業の将来について話し合いを通じて作成する「人・農地プラン」をもとに農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積や農地の有効利用を促進します。
- ◆ 農業委員会や農地中間管理機構等の関係機関と連携し、農地情報を集約化する体制を整備し、規模拡大を希望する担い手とのマッチング等、経営規模に応じた農地の集積を進めます。



地域ぐるみによる耕作放棄地の防止

- ◆ JA直営型農業法人と集落法人や認定農業者等との連携体制の構築を図り、農作業委託等による農地を守る仕組みづくりを行い、耕作放棄地の発生防止や解消に努めます。
- ◆ 集落法人等への和牛水田放牧の取組を推進し、耕作放棄地の未然防止や農地の有効活用を図ります。



地域ぐるみによる地域農業を支える仕組みづくり

- ◆ 農業にふれあう機会の提供により、農業に対する理解や知識を深めるとともに、市民が様々な形で農業に関わる取組を支援し、地域農業を支える仕組みづくりに取り組みます。
- ◆ 市民ボランティアや農業に関心のある市民が、農業に携わることができるよう農業委員会等の関係機関と連携し、農地情報のマッチング等の仕組みづくりに取り組みます。



生産性の高い農業生産基盤の整備

- ◆ 農道改良や暗渠排水，ほ場整備等，農地の区画形状や土層改良等，農地の耕作条件を改善するための取組を推進し，生産性の向上や担い手への農地集積を図ります。
- ◆ 用排水路やため池等の改良を推進し農業生産基盤の整備を行い，安定的な農業用水の確保や維持管理に要する労力の低減を図ります。



地域ぐるみによる農業・農村の多面的機能の維持，活用の促進

- ◆ 農業・農村の有する農地保全，水源涵養，景観形成等の多面的機能を維持・発揮するため，中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度等に取り組み，センチピードグラス等による畦畔管理の省力化や農家，非農家の協働による農村環境の維持活動等，地域ぐるみでの農地維持活動等を支援します。
- ◆ 自治組織エリア等での継続的な取組が可能となるよう，広域化組織の設立に向けた支援を行います。



実施する主な支援事業

○人・農地プラン作成支援及び農地中間管理事業の活用

地域における話し合いに基づく「人・農地プラン」の作成を支援するとともに，農地中間管理事業の活用による担い手への農地集積を推進します。

○小規模農業用施設等改良事業

農道や水路，ため池等の改良工事やほ場のまちなおし等の取組を支援します。

○農村環境保全事業

中山間地域等直接支払及び多面的機能支払に取り組んでいない地域において，農地や農業用施設の保全活動を支援します。

○農地耕作条件改善事業

農業用排水施設，土層改良，防草対策等の維持管理の省力化等の取組を支援します。

○中山間地域等直接支払制度・多面的機能支払制度

農業生産条件の不利な中山間地域において，集落等を単位とした農業生産活動等を支援します。

本市の農業および農畜産物の魅力をアピールするとともに、観光交流を通じた新たな産業の創出を図るため、現在、整備中の備北南部農道の沿線に新たな農業公園（生産力強化・新規就農者育成ゾーン、販売力強化・都市農村交流ゾーン）「(仮称) みよしアグリパーク」を整備し、備北南部農道の沿線一帯を酒屋地区の各施設と相互連携し、観光と一体化した農業の展開を図っていきます。

生産力強化・新規就農者育成ゾーン

- ◆ 本市の特産であるぶどうの産地としての強みを一層高め更なる市場の拡大、ブランド力強化による有利販売を展開するため、新たなぶどう生産団地を整備します。
- ◆ 菊やりんどう、トルコギキョウ及び季節の花の栽培ほ場を整備し産地化を推進します。また、季節の花を栽培、植栽する花の生産団地を整備し、交流人口の増加を図ります。
- ◆ 安定的な生乳生産基盤を維持・拡大するため、乳用牛の育成牧場整備について関係機関と連携して進めます。
- ◆ ぶどう団地及び花団地の附帯施設として、加工施設及び直売施設、選果施設等を整備し販路拡大や有利販売の展開につなげます。
- ◆ 新たに整備するぶどう団地や花団地、乳用牛育成牧場は、新規就農希望者の実践農場としても活用し、就農者の経営力のステップアップを図る農場とします。



販売力強化・都市農村交流ゾーン

- ◆ トレッタみよしを中心として観光農園や野菜・果実工房、滞在型農園、市民農園等を整備し、観光と農業の一体的な展開による農業所得の向上を図ります。
- ◆ 備北南部農道を中心に酒屋地区の文化・交流施設や観光農園、自然体験等の観光資源をネットワーク化し交流の拡大を図ります。
- ◆ トレッタみよし等の販売・交流機能の拠点性を高めることにより、農畜産物等の有利販売を展開し、多くの都市住民を呼び込み、交流人口の拡大を図ります。



